

一般競争入札説明書

(飲料用自動販売機設置に係る貸付に係る募集要項)

令和7年1月

七尾市総務部監理課

目 次

飲料用自動販売機設置場所の貸付に係る入札の流れ	2 頁
-------------------------	-----

入札説明書

1	貸付物件	4 頁
2	入札参加者の資格に関する事項	4 頁
3	自動販売機の設置条件	4 頁
4	入札参加申込みの受付	5 頁
5	入札説明書に関する質問	5 頁
6	入札書の記載及び提出方法等	5 頁
7	開札の日時及び場所	6 頁
8	入札保証金	6 頁
9	入札の中止又は延期	6 頁
10	入札の無効	6 頁
11	入札参加の辞退	7 頁
12	入札書の撤回等	7 頁
13	開札及び入札結果の公表	7 頁
14	再度入札について	7 頁
15	設置事業者の提出書類	7 頁
16	設置事業者の決定の取消し	7 頁
17	契約の締結	8 頁
18	契約保証金	8 頁
19	貸付料の納付	8 頁
20	その他	8 頁
別表 1	貸付物件一覧	9 頁
別表 2	入札参加申込みの際に必要な書類	10 頁
別表 3	開札の日時及び場所	11 頁

飲料用自動販売機設置場所の貸付に係る入札の流れ

1 入札公告

令和7年1月24日（金曜日）
掲示、七尾市ホームページへの掲載

2 入札参加申込

受付期間 令和7年1月24日（金）から2月4日（火）まで
受付時間 午前8時30分から午後5時まで
申込方法 入札参加申込書その他指定した書類を「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送、又は七尾市役所総務部監理課窓口へ持参の方法で提出してください。
申込先 〒926-8611
石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市 総務部監理課 管財グループ
電話番号 (0767) 53-8747
FAX (0767) 52-0374
メールアドレス kanri@city.nanao.lg.jp

3 入札参加資格の審査

提出書類を元に入札参加資格を審査し、その結果を申込者に通知します。

4 質問と回答

質問期間 令和7年1月24日（金）から1月31日（金）午後5時まで
質問方法 所定の様式で、電子メール、FAX又は持参により提出してください。
問合せ先 入札参加申込先と同じです。

5 入札書の受付期間と提出方法

(1) 受付期間

受付期間 令和7年2月14日（金）から2月20日（木）まで
受付時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、受付最終日は午後3時まで）

(2) 提出方法

【郵送】

郵送する場合は、指定した受付期間必着とします。期間を過ぎて到着した入札書は欠席扱いとします。なお、詳細については、5～6ページを参照してください。

【持参】

持参する場合は、指定した受付期間に七尾市役所総務部監理課窓口へ提出してください。期間を過ぎて提出された入札書は欠席扱いとします。

なお、詳細については、5～6ページを参照してください。

(3) 提出先

入札参加申込先と同じ

6 開札

日時 令和7年2月21日（金）午前9時00分から

場所 七尾市役所本庁1階102会議室横打ち合わせスペース

各物件の開札時間は、別表3「開札の日時及び場所」をご覧ください。

7 入札結果公表

落札者に通知するとともに、令和7年2月25日（火）に七尾市ホームページで入札結果を公表する予定です。

8 契約の締結

落札者と七尾市は、令和7年2月28日（金）までに飲料用自動販売機設置に係る市有財産貸付契約を締結するものとします。

9 飲料用自動販売機の設置

令和7年4月1日（火）に各施設担当者と協議の上、設置してください。

10 貸付料の納付

1年分の貸付料を市が交付する納入通知書で令和7年4月30日（水）までに納入してください。

入札説明書

七尾市では、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって、設置者と貸付料を決定します。入札に参加される方は、この説明書の内容をよくご確認の上、落札後の辞退や契約期間中の撤退のないよう計画的にご参加ください。

1 貸付物件

別表1「貸付物件一覧」を参照

2 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理、運営する3年以上の実績を有している者であること。
- (5) 石川県内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は七尾市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用となる経営不振の状態にない者であること。
- (7) 国税、県税及び七尾市税を滞納していないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 貸付方法

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、七尾市が設置者に対し、行政財産の一部を貸し付ける方法により行います。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします(更新はしません。)

ただし、七尾市が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたとき、設置者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他七尾市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料の年額は、入札により決定した金額とします。

(4) その他経費負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事、移転費等の費用はすべて設置者の負担とします。また、電気料についても設置者の負担とします。各設置者において電力量計(子メーター)を設置し、子メーターが表示する使用量から計算した電気料実費を、4月分から9月分及び10月分から翌年3月分の年2回に分割し、それぞれ10月末日、4月末日までに全額納付するものとします。

(5) 販売品目及び販売価格

別紙、仕様書のとおり

(6) 設置機器

別紙、仕様書のとおり

(7) 使用上の遵守事項

契約期間中は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 市有財産有償貸付契約書及び飲料用自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書に記載された事項を遵守すること。
- ② 貸付財産の現状を変更しないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路等について七尾市の指示に従うこと。

4 入札参加申込みの受付

(1) 受付期間

令和7年1月24日（金）から令和7年2月4日（火）午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 受付場所

七尾市役所総務部監理課 管財グループ

(3) 申込み方法

一般競争入札参加申込みについては、指定した期限までに、一般競争入札参加申込書（様式第1号）を「一般書留」又は「簡易書留」による郵送、若しくは七尾市役所総務部監理課窓口へ持参により提出してください。

持参の場合で、受領確認が必要な方は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した受領票（別紙）をお持ちください。

(4) その他提出書類

別表2「入札参加申込みの際に必要な書類」のとおり。

(5) 入札参加資格の確認

申込み書類を受付後、申込み者の入札参加資格を審査し、参加資格を満たした者には、書面にて通知します。

5 入札説明書に関する質問

(1) 質問方法

入札説明書について質問がある場合は、質問書（様式第4号）を用いて、下記の問い合わせ先までFAX、電子メール又は持参により提出してください。質問書以外の方法での質問はしないでください。

【問い合わせ先】

七尾市総務部監理課 管財グループ

FAX (0767) 52-0374

メールアドレス kanri@city.nanao.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和7年1月31日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

市ホームページに随時掲載します。

6 入札書の記載及び提出方法等

(1) 入札書の記載金額について

入札書（様式第5号）には、入札金額として1年間の貸付料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載してください。

(2) 入札書受付期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月20日（木）午後3時（必着）とします。

郵送、持参ともに受付期間を過ぎて到着した入札書は欠席扱いとします。

(3) 提出方法

郵送又は持参とします。

ア. 郵送する場合

(ア) 郵送方法及び封筒記載方法等

a. 郵送方法

中封筒と表封筒で二重封入（入札書の中封筒に封入し、中封筒を表封筒へ封入するものとし、また）した上で、受付期間中に到着するように「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。普通郵便（郵便ポストに投函されたもの）などその他の方法による提出の場合は無効といたします。

b. 中封筒・表封筒の記載及び封印

封筒の記載については、別紙「封筒の記載例」を参照してください。

中封筒には、必ず入札物件ごとに入札書を封入してください。複数の入札書を、1つの中封筒に入れて郵送された場合は無効とします。ただし、複数の中封筒を1つの表封筒に入れることは可能とします。

中封筒は封かんし、入札参加資格申請時に登録された印鑑証明印で封印してください。

c. 費用の負担

郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(イ) 郵送先

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市総務部監理課 管財グループ 宛

イ. 持参する場合

入札書を七尾市総務部監理課管財グループ窓口提出してください。持参の場合は、郵送する場合の表封筒を省略できます。中封筒の記載項目、封かんの方法、受付期間は郵送の場合と同じです。

受領確認が必要な方は、入札物件名と入札参加者の商号又は名称を記入した受領票（別紙）をお持ちください。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年2月21日（金） 午前9時00分から

各物件の開札時間は別表3「開札の日時及び場所」のとおり

(2) 開札場所

七尾市袖ヶ江町イ部25番地 七尾市役所 1階102会議室横打ち合わせスペース

8 入札保証金

免除

9 入札の中止又は延期

入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は入札を中止若しくは延期することがあります。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札書

- (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書
- (3) 記名押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 入札価格の記載が不明確な入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があった入札書
- (8) 当該入札についての他人の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理をした者の入札書
- (9) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (10) 普通郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

11 入札参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を郵送又は持参により七尾市総務部監理課管財グループまで提出してください。なお、入札書提出後の辞退は認められません。

12 入札書の撤回等

本市に到着した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。また、入札が中止又は取止めになった場合の入札書は返却しません。

13 開札及び入札結果の公表

- (1) 開札は、入札執行担当以外の市職員1名以上の立会いのうえ、開札します。
- (2) 落札者は、七尾市の予定価格（最低貸付料）以上の金額で最高の価格をもって有効な入札をした者としてします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに入札執行担当以外の市職員が「くじ」を引き落札者を決定します。
- (4) 落札者に通知するとともに、令和7年2月25日（火）に七尾市ホームページで入札結果を公表する予定です。

14 再度入札について

再度入札の回数は1回とします。

再度入札を行う場合は、初回入札執行後速やかに、初回の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限等をFAX等で入札参加者に通知しますので、指定する期限までに入札書を提出してください。ただし、提出期限までに提出がない場合、提出期限を過ぎた提出の場合は辞退とみなします。また、第10項の規定により入札が無効とされた者は、再度の入札に参加することはできません。

15 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 自動販売機の管理関係等に関する届出書

16 設置事業者の決定の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合
- (3) その他自動販売機設置手続きの相手方として不相当と認められた場合

17 契約の締結

落札者は、各施設の所管課から必要な手続きの説明を受け、令和7年2月28日（金）までに市有財産貸付契約の締結を行ってください。

18 契約保証金

免除

19 貸付料の納付

契約書に従い、令和7年度分の貸付料は、七尾市が発行する納入通知書により令和7年4月30日（水）までに納入しなければなりません。

20 その他

- (1) 自動販売機の設置にあたっては七尾市の指示に従うものとします。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して七尾市の確認を受けなければなりません。
- (3) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。
- (4) この入札説明書に定めがない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、七尾市財産規則（平成16年七尾市規則第60号）及びその他関係法令等の定めるところによります。
- (5) 落札者がいない物件は、随意契約で貸し付ける場合があります。
- (6) 設置事業者は、各自動販売機における月別の売上数量及び売上額を年度ごとにとりまとめて、翌年度4月末日までに七尾市に報告しなければなりません。

別表 1

貸付物件一覧

物件番号	施設名	設置場所	貸付面積	貸付台数	最低貸付料 (年額:円)
1	七尾市役所 本庁	1階 ロビー右側	1.66 m ²	1	141,000
2	徳田駅ふれあいギャラリー	正面玄関右側	1.30 m ²	1	27,000
3	能登国分寺公園	公衆トイレ前右側	1.25 m ²	1	58,000
4	能登国分寺公園	公衆トイレ前左側	1.25 m ²	1	58,000
5	中島お祭り資料館・お祭り伝承館	正面左側	1.58 m ²	1	45,000
6	七尾城登山口駐車場	公衆トイレ 1(右側)	1.25 m ²	1	55,000
7	七尾城登山口駐車場	公衆トイレ 2(左側)	1.25 m ²	1	55,000
8	七尾市第一消防団御祓分団	正面左側	1.15 m ²	1	61,000
9	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	3階七尾消防署 リフレッシュコーナー	2.00 m ²	1	123,000
10	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	4階七尾鹿島消防本部 リフレッシュコーナー	2.00 m ²	1	68,000
11	和倉消防署	玄関ホール右側	2.00 m ²	1	21,000

※施設の詳細については、別添「物件説明書」をご参照ください。

別表 2

入札参加申込みの際に必要な書類

No.	書類の名称	個人	法人	必要部数	備考
1	一般競争入札参加申込書	○	○	1	
2	誓約書	○	○	1	
3	販売品目一覧表	○	○	1	
※4	印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）	○	○	1	コピー可
※5	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		○	1	コピー可
※6	住民票	○		1	コピー可
※7	国税に関する納税証明書 「法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 その3の3		○	1	コピー可
※8	国税に関する納税証明書 「所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 その3の2	○		1	コピー可
※9	県税に関する納税証明書 「法人事業税」「法人県民税」「自動車税」の未納がない証明書		○	1	コピー可
※10	県税に関する納税証明書 「個人事業税」「自動車税」の未納がない証明書	○		1	コピー可
※11	市税に関する納税証明書 「法人市民税」「固定資産税」「軽自動車税」について未納がない証明書		○	1	コピー可
※12	市税に関する納税証明書 「個人市民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」の未納がない証明書	○		1	コピー可
※13	設置する自動販売機のカタログ	○	○	1	コピー可

※発行から3か月以内のものに限る。

別表3

開札の日時及び場所

開札日	令和7年2月21日(金)
-----	--------------

物件番号	施設名	設置場所	開札時間
1	七尾市役所 本庁	1階 ロビー右側	午前 9時00分
2	徳田駅ふれあいギャラリー	正面玄関右側	午前 9時10分
3	能登国分寺公園	公衆トイレ前右側	午前 9時20分
4	能登国分寺公園	公衆トイレ前左側	午前 9時30分
5	中島お祭り資料館・お祭り伝承館	正面左側	午前 9時40分
6	七尾城登山口駐車場	公衆トイレ1(右側)	午前 9時50分
7	七尾城登山口駐車場	公衆トイレ2(左側)	午前10時00分
8	七尾市第一消防団御祓分団	正面左側	午前10時10分
9	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	3階七尾消防署 リフレッシュコーナー	午前10時20分
10	七尾鹿島消防本部・七尾消防署合同庁舎	4階七尾鹿島消防本部 リフレッシュコーナー	午前10時30分
11	和倉消防署	玄関ホール右側	午前10時40分

開札場所	七尾市役所本庁1階102会議室横打ち合わせスペース
------	---------------------------